特化則：「製造し、取り扱う作業」と「発散する屋内作業場」

環境・健康

特定化学物質障害予防規則（特化則）では、特定化学物質を「製造し、又は取り扱う作業」について規定していますが、特定第 2 類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが「発散する屋内作業場」についても、その発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置その他必要な処置を講ずることを規定しています（第 5 条）。

「製造し、又は取り扱う作業」では、特定化学物質の発散状況にかかわらず特化則の規定の適用を受けます。一方「発散する屋内作業場」では、特定化学物質以外の取り扱い等において特定化学物質が生成され発散する場合などについても適用を受けます。

特定化学物質障害予防規則　第 5 条（抜粋）

事業者は、特定第 2 類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場又は管理第 2 類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第 2 類物質若しくは管理第 2 類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

【解説】

本条は、特定第 2 類物質又は管理第 2 類物質のガス、蒸気又は粉じんの発生源について適用されるものであり、したがって、特定第 2 類物質又は管理第 2 類物質以外の物質の取り扱い等において、特定第 2 類物質又は管理第 2 物質が生成され発散する場合（例えば、紡糸作業における硫化水素の発生等）又は特定第 2 類物質又は管理第 2 類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する場合（例えば、ポリ塩化ビニルの加工作業場における塩化ビニルの発生等）等についても、本条の適用があることに留意すること。

kes サポート

課　　題	ｋｅｓサポート
作業環境の管理	作業環境測定、局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育

株式会社 近畿エコサイエンス
本社・関西営業所　TEL:077-511-2401 FAX:077-524-9935
中部営業所　TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666